

項目別確認ポイント

見出し		条文の確認ポイント(表現、用語など)
前文		第4段落「市民と市議会と行政が」 第5段落「まちづくりの主体は市民であるという理念のもと、」
第1条	目的	「明らかにし……定めることにより……関係を築くことで……目的とする」
第2条	条例の位置付け	第2項「市政運営上必要な計画を策定する場合も、同様とする」
第3条	定義	第10号「小規模集落 人口減少及び高齢化が著しい地区をいう」
第4条	自治の基本原則	3号「日田市の対等な構成員」
第5条	市民の権利	特になし
第6条	市民の責務	第4項「熱心な市の職員を応援するものとする」
第7条	事業者等の権利及び責務	特になし
第8条	市議会の責務	特になし
第9条	議員の責務	第4項「自らの政務活動に関し」
第10条	地域コミュニティの役割	特になし
第11条	小規模集落対策	第2項「市長等は、各地域が抱える課題を把握し、内容を広く市民に周知するとともに、その課題が市内全域の共通課題であることを市民が認識できるよう取り組まなければならない。」
第12条	子どもの権利及び健全育成	特になし
第13条	市長の責務	特になし
第14条	職員の責務	第2項「市民からの意見(不当要求等を除く。)」 第3項「市民としての視点を生かしつつ、互いに協力し合い、意欲を持って」 第4項「互いに切磋琢磨し、」 第5項「自らも市民のひとりであるという自覚」
第15条	参画	第2項「市民に対し市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供」

項目別確認ポイント

見出し		条文の確認ポイント(表現、用語など)
第16条	協働	第2項「前項に規定する市民、」 第3項「第1項に規定する市民、」
第17条	住民投票	第4項「前3項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める」
第18条	政策法務・創意工夫に基づく市政運営	特になし
第19条	組織及び人事政策	第4項「人事異動に際して行政サービスに支障が生じないよう」
第20条	計画的な市政運営	特になし
第21条	財政運営	第2項「創意工夫による経費節減に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。」
第22条	行政評価	第1項「市政に関する説明責任を果たし、施策の不断の改善と職員の意識向上を図るため」 第3項「行政評価等を通じて業務改善に努めなければならない」
第23条	附属機関等	特になし
第24条	情報提供及び情報公開	各項の主語「市は、」 第3項「組織管理する」
第25条	個人情報保護	特になし
第26条	パブリックコメント手続	第1項「別に定めるところにより」
第27条	市内外の人々等との交流及び連携	「市内外の人々等」
第28条	他の自治体及び国との連携	「広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図る」
第29条	危機管理	第1項「市民及び旅行者等」 第2項「市民及び旅行者等の生命、」、「市民、関係機関、他の自治体及び国」 第4項「地域コミュニティ等は、」
第30条	条例の見直し	第1項「市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかどうか不断の見直しを行う」